

(別紙5)

口頭弁論調書の「出頭した当事者等」欄における代理人等の記載について

- 代理人等の表記の「当事者部分」と「代理人等部分」(例えば「上告人甲指定代理人」の「上告人甲」が当事者部分で、「指定代理人」が代理人等部分)について、当事者部分が「上告人」、「被上告人」、「抗告人」、「申立人」、「補助参加人」又は「参加人」であり、かつ、代理人等部分が「代理人」又は「指定代理人」であるものについては、「人」を用いない表記とする。ただし、代理人等部分が「法定代理人」又は「代表者」であるものについては「人」を用いる表記とする。
- 同一肩書きの当事者(例えば「上告人」等)が複数存在する場合において、①代理人等が分かれており、区別して表記する必要があるものについては「人」を用い、②同一の代理人等が選任等され、これを区別して表記する必要がないものについては「人」を用いないとともに、複数の当事者がいることを示す「ら」も用いない表記とする。

(記載例)

| 事例 | 表記 |
|--|-------------------------------------|
| (1) 上告人甲の代理人A、被上告人乙の代理人Bが出頭したとき | 上告代理人 A 被上告代理人 B |
| (2) 上告人甲本人、被上告人乙の代理人Aが出頭したとき | 上告人 甲 被上告代理人 B |
| (3) 上告人甲、乙の共通代理人A、被上告人丙の代理人Bが出頭したとき | 上告代理人 A 被上告代理人 B |
| (4) 上告人甲の代理人A、上告人乙、丙の共通代理人Bが出頭したとき | 上告人甲代理人 A 上告人乙及び丙代理人 B |
| (5) 上告人甲の代理人A、被上告人乙の代表者Bが出頭したとき | 上告代理人 A 被上告人代表者 B |
| (6) 上告人甲の代理人A、上告人乙の代理人B、被上告人の代表者Cが出頭したとき | 上告人甲代理人 A 上告人乙代理人 B 被上告人代表者 C |
| (7) 上告人甲の補助参加人丁の代理人Aが出頭したとき | 上告補助参加代理人 A |
| (8) 上告人甲、乙の補助参加人丁の代理人Aが出頭したとき | 上告補助参加代理人 A |
| (9) 上告人又は被上告人の指定代理人A、Bが出頭したとき | (被)上告指定代理人 A B |
| (10) 上告人甲の法定代理人Aが出頭したとき | 上告人法定代理人 A |